

令和元年度 大分県自立支援協議会

第1回

相談支援・研修部会 地域移行専門部会

日時：令和元年8月26日（月）14：00～15：30

場所：大分県庁舎本館 12会議室

大分県福祉保健部障害福祉課

目 次

議題 1	大分県自立支援協議会「相談支援・研修部会」・ 「地域移行専門部会」等の昨年度及び今年度の取組について	1
	相談支援・研修部会の取組	2
	地域移行専門部会の取組	4
	精神障がい者地域移行ワーキングの取組	5
	2019年度自立支援協議会開催スケジュール	6
	アドバイザー派遣事業	7
議題 2	第5期大分県障がい福祉計画（第5期）の 平成30年度実績報告について	10
議題 3	居住支援協議会の取組等について	16
議題 4	地域生活支援拠点等整備について	37
	地域生活支援拠点等（厚生労働省資料）	38
	昨年度の取組	44
	今年度の取組	45
議題 5	「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について	46

【別冊】大分県地域移行・地域定着支援事例集

議題 1

大分県自立支援協議会

「相談支援・研修部会」、「地域移行専門部会」の
昨年度及び今年度の取組について

相談支援・研修部会の取組

地域移行専門部会等の取組

アドバイザー派遣事業

平成 30 年度開催状況及び 2019 年度開催計画について

1 相談支援・研修部会

<p>H30 実績</p>	<p>■第1回相談支援・研修部会（H30. 8. 29）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための県会議（厚生労働省共催）の開催について （2）圏域会議の開催について （3）その他 <ul style="list-style-type: none"> ・大分県自立支援協議会の委員改選（任期H30. 9. 30）について <p>■第2回相談支援・研修部会（H31. 3. 13）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）平成30年度の活動報告について <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣事業の実施状況 ・圏域会議の実施状況 等 （2）来年度の取組等について <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣事業等 ・大分県サービス管理責任者等研修事業者の指定 等 （3）その他報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・来年度の年間スケジュールについて
<p>2019 計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点等整備促進について <ul style="list-style-type: none"> ・市町村訪問について（アドバイザー派遣事業を活用） ○新規事業「親なきあと支援体制構築事業」について <ul style="list-style-type: none"> ・「親なきあと相談員」について

■大分県における地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のためのブロック会議 【厚生労働省・大分県共催】

日 時：平成30年9月27日（木） 10:00～16:40
場 所：別府市役所1階 レセプションホール
内 容：行政説明、事例発表(大分市・別府市)、グループによる意見交換・発表
参加者：市町村職員、相談支援専門・事業所職員、市町村自立支援協議会委員
64名

■平成30年度 圏域会議の実施状況について

東部圏域： 10月25日（木） 14:00～16:00
別府市役所 5階大会議室
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 20名

中部圏域： 10月26日（金） 10:00～12:00
大分市障がい者相談支援センター
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 17名

南部圏域： 10月18日（木） 14:00～16:00
佐伯市役所 2階 203会議室
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 6名

豊肥圏域： 10月26日（金） 14:30～16:30
豊後大野市本庁 1階 会議室102
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 9名

西部圏域： 10月30日（火） 14:00～16:00
日田市役所 7階 中会議室
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 15名

北部圏域： 10月31日（水） 10:00～12:00
中津市教育福祉センター 中会議室A・B
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 13名

2 地域移行専門部会

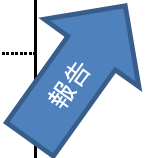
<p style="text-align: center;">H30 実績</p>	<p>■第1回地域移行専門部会（H30. 7. 30）</p> <p>(1) 平成29年度の協議内容の報告と今後の取組方針について</p> <p>(2) 精神障がい者地域移行ワーキングの取組の報告と今後の取組方針について</p> <p>(3) 大分県障がい福祉計画（第4期）の平成29年度実績報告について</p> <p>(4) 「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について</p> <p>(5) 大分県居住支援協議会の動向について</p> <p>(6) 自由討議</p> <p>■第2回地域移行専門部会（H31. 3. 18）</p> <p>(1) 平成30年度の活動報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者地域移行ワーキングの取組 ・アドバイザー派遣事業の実施状況 <p>(2) 来年度の取組等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者地域移行・地域定着体制整備事業 ・アドバイザー派遣事業 <p>(3) 地域生活支援拠点等整備について</p> <p>(4) その他報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度の年間スケジュールについて ・「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について
<p style="text-align: center;">2019 計画</p>	<p>○地域生活支援拠点等整備促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村訪問について（アドバイザー派遣事業を活用） <p>○新規事業「親なきあと支援体制構築事業」について</p> <p>○「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例の追加 <p>○精神障がい者地域移行ワーキングとの連携について</p> <p>○住宅確保の課題検討のための居住支援協議会との連携について</p>

3 精神障がい者地域移行ワーキング

<p>H30 実績</p>	<p>(1) 開催回数：年5回（6/25、8/3、9/26、1/30、3/26）開催</p> <p>(2) 成果</p> <p>① 「大分県精神障がい者ピアサポーター」をワーキングメンバーからの推薦により募集を行い、養成研修と面接の結果、3名を登録した。</p> <p>② 「退院後支援」の取組が開始されたこともあり、医療・地域の連携を深めるため、医療従事者、地域援助事業者、行政（保健所、市町村）を対象として研修を開催。 大分県精神科病院協会の協力も得て、管理者向け1回、実務者向け2回の計3回実施。 内容は、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関する動向と事例紹介等</p> <p>③ 居住の場の確保に関するアンケート調査実施。 居住支援協議会とも連携し、課題を共有し、翌年度以降の取組を検討するための準備を行った。</p>
<p>2019 計画</p>	<p>○ピアサポーター活動</p> <p>○地域移行・地域定着アドバイス事業の活用（一般相談支援事業所向けに“地域移行塾”の開催）</p> <p>○地域移行に関する研修(基礎編、応用編)</p> <p>○居住の場の確保に向けた取組の検討 等</p> <p>※年4回開催予定</p> <p>第1回： 7月3日開催</p> <p>第2回： 9月開催予定</p> <p>第3回： 12月開催予定</p> <p>第4回： 2月開催予定</p>

2019年度 自立支援協議会 開催スケジュール (案)

委員の任期	2019年												2020年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月										
自立支援協議会 H30.10.1 ～ R2.9.30	「大分県障がい者計画」(冊子)送付																					
市町村担当者会議 -													実績・計画 照会 集計	地域生活支援拠点等整備の促進等のため、各市町 訪問(アドバイザー派遣事業活用) (圏域内の相談支援・研修部会等委員にも出席 要請予定)	第1回 協議会 (1日)							
相談支援・研修部会 H31.1.1 ～ R2.12.31					第1回 部会 (26日) (合回開催) 議題; 地域生活支援 拠点等整備									第2回 部会								
地域移行専門部会 H30.7.1 ～ R2.6.30															第2回 部会							
精神障がい者 地域移行ワーキン グ 【精神保健福祉班】 H30.4.1 ～ R2.3.31				第1回 (3日)									第3回		第4回							
子ども部会 H31.3.1 ～ R3.2.28														第1回 部会		第2回 部会						



参考〈平成30年度の取組内容〉

自立支援協議会	地域生活支援拠点等整備の促進、市町村の課題等の検討、大分県障がい福祉計画の進捗状況報告、大分県障がい者計画
相談支援・研修部会	圏域会議の開催、地域生活支援拠点等整備の促進
地域移行専門部会	大分県居住支援協議会との連携、大分県障がい者計画、地域移行に関する課題把握、支援策の検討
精神障がい者地域移行W	ピアサポーター養成、研修の企画等
子ども部会	部会の設立

平成30年度アドバイザー派遣事業の実施状況について

○ 杵築市地域自立支援協議会 専門部会（就労支援・子ども支援・生活支援）

平成30年9月26日（水） 14:00～

派遣アドバイザー： 首藤 辰也 氏（別府市）
石川 博一 氏（宇佐市）

依頼内容： 自立支援協議会を定期的開催するため、協議内容の設定とその運営方法についての助言及び委員への意識向上を図るため

支援内容： 自立支援協議会委員及び専門部会委員に対する研修

- ・「ともに生きるネットワーク 宇佐市自立支援協議会」
- ・「別府市自立支援協議会の取り組み」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 36名（杵築市事務局職員含む）

○ 佐伯市地域自立支援協議会 サービス等利用計画部会

平成30年11月22日（木） 14:00～

派遣アドバイザー： 石川 博一 氏（宇佐市）

依頼内容： 自立支援協議会の活性化及び運営方法についての助言

支援内容： 自立支援協議会サービス等利用計画部会委員に対する研修

- ・「ともに生きるネットワーク 宇佐市自立支援協議会」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 13名（佐伯市事務局職員含む）

○ 竹田市自立支援協議会

平成31年3月1日（金） 13:30～

派遣アドバイザー： 首藤 辰也 氏（別府市）
青山 昌憲 氏（別府市）

依頼内容： 自立支援協議会の活性化及び地域生活支援拠点等整備について

支援内容： 自立支援協議会委員に対する研修

- ・「別府市自立支援協議会の取り組みの紹介」
- ・「地域生活支援拠点等の整備について」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 25名（竹田市事務局職員含む）

○ 大分県における地域生活支援拠点等の整備促進、 必要な機能の強化・充実のためのブロック会議 【厚生労働省・大分県共催】

平成30年9月27日（木） 10:00～

派遣アドバイザー： 村上 和子 氏（大分市）
青山 昌憲 氏（別府市）

依頼内容： 地域生活支援拠点等の積極的な整備や、必要な機能の強化・充実に資するため

支援内容： 市町村職員、事業所・施設の担当職員に対する事例発表

- ・「別府市における地域生活支援拠点等の整備について」
- ・「大分市における地域生活支援拠点等の整備について」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 64名

令和元年度 地域生活支援拠点等整備促進 市町村訪問日程表

市町村	開催日	時間	アドバイザー
日田市	7月4日(木)	10:15～12:00	青山 昌憲 石川 博一
国東市・姫島村	7月5日(金)	13:30～15:30	青山 昌憲 石川 博一
津久見市	7月8日(月)	13:30～15:30	青山 昌憲 石川 博一
竹田市	7月11日(木)	13:30～15:30	首藤 辰也 青山 昌憲
臼杵市	7月17日(水)	13:30～15:30	首藤 辰也 青山 昌憲
九重町・玖珠町	7月19日(金)	13:30～15:30	石川 博一 -
豊後大野市	7月23日(火)	13:30～15:30	石川 博一 角 令子
中津市	7月24日(水)	13:30～15:30	青山 昌憲 石川 博一
別府市	7月25日(木)	10:00～12:00	- -
豊後高田市	7月26日(金)	13:30～15:30	首藤 辰也 石川 博一
杵築市	7月29日(月)	13:30～15:30	首藤 辰也 青山 昌憲
宇佐市	7月30日(火)	13:30～15:30	首藤 辰也 -
日出町	8月2日(金)	13:30～15:30	首藤 辰也 石川 博一
由布市	8月7日(水)	13:30～15:30	青山 昌憲 石川 博一
佐伯市	8月19日(月)	13:30～15:30	- -
大分市	8月27日(火)	9:30～11:30	- -

議題 2

第 5 期大分県障がい福祉計画（第 5 期）
の平成 3 0 年度実績報告について

大分県障がい福祉計画(第5期)、大分県障がい児福祉計画(第1期)の進捗状況について(H30～R2年度)

(1) 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

① 福祉施設からの地域生活移行

【数値目標及び実績】	達成率 12.3 %	国の指針		
対象者(H28(2016)年度末現在の施設入所者)	1,895	人		R2(2020)年度末において、H28(2016)年度末の施設入所者数の『9.0%以上』が地域生活へ移行することを目標とする。
【目標】R2(2020)年度末までの地域生活移行者数(H30～R2の計)	171	人	(9.0%)	
【実績】H30(2018)年度末までの地域生活移行者数	21	人	1.1%	

※国の基本指針を踏まえ、県下各市町村と実績や実情等について協議・調整を行った結果、上記目標値を設定

◎ 地域生活移行者数の推移

(単位:人)

	第1期			第2期			第3期			第4期			第5期		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地域生活移行者数	31	47	41	71	31	39	39	32	37	41	28	22	21		
各期の累計	31	78	119	71	102	141	39	71	108	41	69	91	21		
H18年度からの累計	31	78	119	190	221	260	299	331	368	409	437	459	480		

※各市町村数値の積み上げ

【達成状況】

3年間で達成すべき目標の計画1年目における達成率は12.3%(目標の171人に対して実績21人)

【原因】

- ・障がい者自身の高齢化、重度化及び親の高齢化に伴う在宅介護の困難な障がい者の増加
- ・緊急時における障がい者に対する支援体制、地域住民の理解といったソフト面での環境整備の遅れ
- ・入所施設から地域での暮らしに移行した障がい者自身の理解力や生活等に不安

【今後の対応】

- ・高齢者、重度障がい者を受け入れるグループホームの整備等住まいの場の一層の拡充
- ・県居住支援協議会と連携した障がい者の受入れ可能な住まい(賃貸住宅等)の確保
- ・地域生活支援拠点等(障がい者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制)の整備促進
- ・一人暮らしの障がい者の生活力等を補うための支援を行うサービス(自立生活援助事業所)の整備

② 施設入所者削減数

【数値目標及び実績】	達成率	—	%	国の指針
対象者(H28(2016)年度末現在の施設入所者)	1,895	人		R2(2020)年度末において、H28(2016)年度末の施設入所者数から『2.0%以上』削減することを目標とする。
【目標】R2(2020)年度末までの施設入所者数	1,857	人	(△2.0%)	
【実績】H30(2018)年度末までの施設入所者数	1,931	人	+1.9%	

※各市町村の「H30年度までの削減数」の積み上げ

◎ 施設入所者の推移

年度	H28年度末(A)	H29年度末	H30年度末(B)	B-A(C)	C/A
施設入所者数	1,895	1,916	1,931	36	+1.9%

※入所期間の長短を問わず、4月1日時点で入所施設に入所している者

【達成状況】

3年間で達成すべき目標の計画1年目における実績は1,931人で36人の増となっている。

【原因】

・施設からの地域移行を推進しているものの、障害者支援施設への入所待機者が約500名弱(延べ)おり、空きが出た段階で順次入所していくことから、入所者数は減少しない状況となっている。

【今後の対応】

- ・高齢者、重度障がい者を受け入れるグループホームの整備等住まいの場の一層の拡充
- ・県居住支援協議会と連携した障がい者の受入れ可能な住まい(賃貸住宅等)の確保
- ・地域生活支援拠点等(障がい者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制)の整備促進
- ・一人暮らしの障がい者の生活力等を補うための支援を行うサービス(自立生活援助事業所)の整備

【参考】グループホームのサービス見込み量

サービス量(H28(2016)年度)	1,588	人	
【目標】サービス量(H30(2018)年度3月見込)※1	1,731	人	1.10倍
【実績】サービス量(H30(2018)年度3月実績)※2	1,837	人	1.16倍

※1 各市町村のH30年度3月の見込量の積み上げ

※2 各市町村数値の積み上げ

◎ グループホーム・ケアホームのサービス量の推移

(単位:人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
グループホーム	880	1,314	1,461	1,588	1,815	1,837
ケアホーム	303	—	—	—	—	—
計	1,183	1,314	1,461	1,588	1,815	1,837

③ 精神科病院からの地域生活移行

【 数値目標及び実績 】 達成率 85.5 %			国の指針
【目標】入院3か月時点の退院率(R2(2020)年度)	69.0	%	R2年度における入院後3ヶ月時点の退院率を『 69.0%以上 』とすることを目標とする。
【実績】入院3か月時点の退院率(H29(2017)年度)	59.0	%	

※ 国がH30年度実績を公表していないため、H29年度のデータを記載

【 数値目標及び実績 】 達成率 91.7 %			国の指針
【目標】入院6か月時点の退院率(R2(2020)年度)	84.0	%	R2年度における入院後6ヶ月時点の退院率を『 84.0%以上 』とすることを目標とする。
【実績】入院6か月時点の退院率(H29(2017)年度)	77.0	%	

※ 国がH30年度実績を公表していないため、H29年度のデータを記載

【 数値目標及び実績 】 達成率 93.3 %			国の指針
【目標】入院1年時点の退院率(R2(2020)年度)	90.0	%	R2年度における入院後1年時点の退院率を『 90.0%以上 』とすることを目標とする。
【実績】入院1年時点の退院率(H29(2017)年度)	84.0	%	

※ 国がH30年度実績を公表していないため、H29年度のデータを記載

【 数値目標及び実績 】				国の指針
【目標】令和2(2020)年度1年以上の長期入院者数	65歳以上	2,031	人	R2(2020)年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
	65歳未満	870	人	
【実績】平成30(2018)年度1年以上の長期入院患者数	65歳以上	2,231	人	
	65歳未満	995	人	

【達成状況】

3年間で達成すべき目標の計画1年目における達成率は、退院率については85.5%(3ヶ月時点)、91.7%(6ヶ月時点)、93.3%(1年時点)、長期入院者数は+200人(65歳以上)、+125人(65歳未満)となっており目標を下回っている。

【原因】

- ・保護者不在や高齢などの事情により自宅での受入が困難
- ・本人や家族等、病院、支援機関の障害福祉サービスの理解が十分でない
- ・アパート等を契約する上での家主や仲介業者の精神障がいに対する理解不足や保証人・保証制度などの問題
- ・措置以外の夜間休日の医療や相談体制が十分ではない

【今後の対応】

- ・本人や家族、関係機関への啓発活動(研修会)、相談支援体制の推進(実務者によるWG地域移行支援協議会)、及びピアサポーターの活用や退院後支援計画の作成
- ・居住支援協議会を通じた賃貸住宅供給事業者への普及啓発
- ・精神科救急電話相談センターの24時間化の実施(H29年度)と相談センター業務の強化を検討
- ・精神科救急及び身体合併症に24時間365日対応可能な県立病院精神医療センターの整備による救急体制の整備(平成32年度中の開設目標)

④ 障がい福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

【 数値目標及び実績 】		達成率 100 %		国の指針
【目標】R2年度末保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	6	か所		県内6保健所ごとにある精神障がい者地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科医療機関、相談支援事業所など関係機関が連携して、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活に定着するための支援を推進する。
【実績】H30年度末保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	6	か所	100%	

議題 3

居住支援協議会の取組等について

大分県土木建築部建築住宅課

新たな住宅セーフティネット制度について

新たな住宅セーフティネット制度の概要

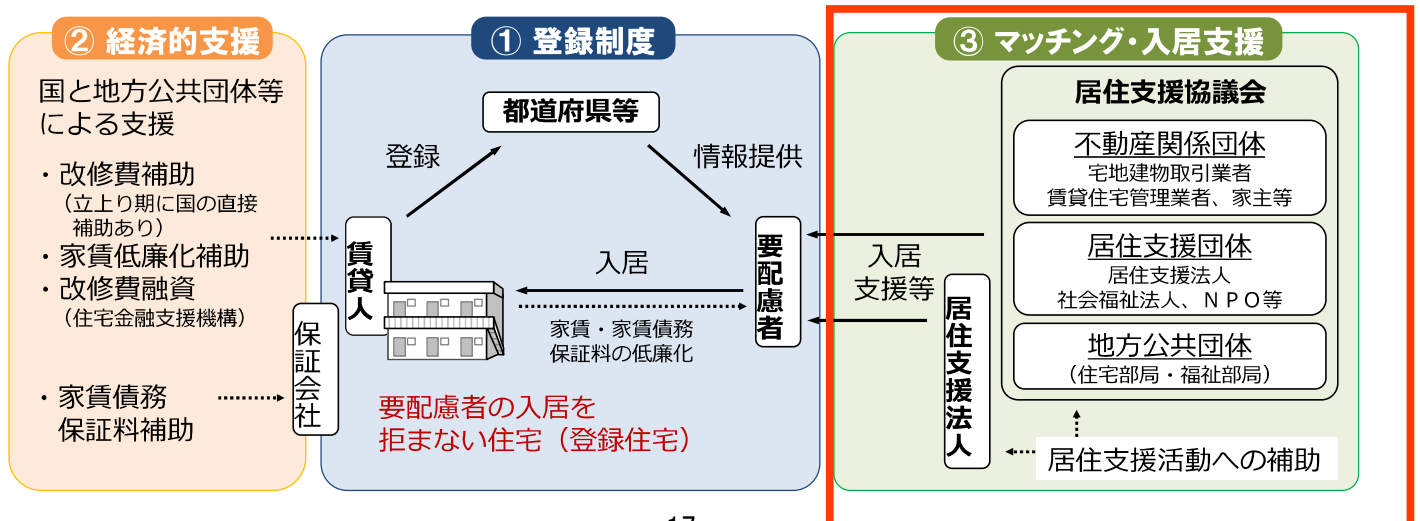
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



新たな住宅セーフティネット制度の施行状況について(R1/5/31時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者 円滑入居賃貸住宅 の登録	8,920戸 (45都道府県) 〔※受付・審査中の2,545戸 を合わせると11,465戸〕	北海道33戸、青森県34戸、岩手県4戸、宮城県55戸、秋田県26戸、山形県35戸、福島県10戸、茨城県27戸、栃木県5戸、群馬県88戸、埼玉県28戸、千葉県61戸、東京都606戸、神奈川県220戸、新潟県12戸、富山県1戸、石川県53戸、福井県18戸、山梨県404戸、長野県1戸、岐阜県226戸、静岡県38戸、愛知県809戸、三重県7戸、京都府15戸、大阪府5,414戸、兵庫県297戸、奈良県17戸、和歌山県40戸、鳥取県36戸、岡山県81戸、広島県52戸、山口県7戸、徳島県8戸、香川県3戸、愛媛県3戸、高知県3戸、福岡県12戸、佐賀県9戸、長崎県53戸、熊本県5戸、大分県8戸、宮崎県2戸、鹿児島県50戸、沖縄県4戸 ※滋賀県・島根県：0戸
居住支援法人 の指定	225者 (39都道府県)	北海道12者、岩手県3者、宮城県4者、福島県5者、茨城県2者、群馬県2者、埼玉県3者、千葉県8者、東京都19者、神奈川県10者、新潟県2者、石川県2者、福井県4者、山梨県3者、長野県1者、岐阜県2者、静岡県3者、愛知県15者、三重県2者、滋賀県2者、京都府3者、大阪府48者、兵庫県5者、奈良県4者、和歌山県6者、岡山県5者、広島県2者、山口県3者、香川県3者、愛媛県3者、高知県2者、福岡県17者、佐賀県3者、長崎県1者、熊本県10者、大分県3者、宮崎県1者、鹿児島県1者、沖縄県1者 ※青森県・秋田県・山形県・栃木県・富山県・鳥取県・島根県・徳島県：0者
居住支援協議会 の設立	85協議会	47都道府県 38市区町(北海道本別町、横手市、鶴岡市、千葉市、船橋市、千代田区、文京区、台東区、江東区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、江戸川区、八王子市、調布市、日野市、多摩市、横浜市、鎌倉市、川崎市、名古屋市、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市)
供給促進計画 の策定	29都道府県 7市町	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、横浜市、川崎市、福岡市、大分市、栃木県茂木町

※家賃債務保証業者の登録：62者

賃貸住宅供給促進計画による面積基準の緩和等の状況(R1/5/31時点)

■ 面積基準等の緩和の状況：8都府県・3市で緩和

タイプ【国の基準】	一般【住戸25㎡】	台所等一部共用【住戸18㎡】	共同居住型【1人専用居室9㎡、全体(15N+10)㎡】
東京都	平成7年度以前に着工：15㎡以上 平成8～17年度に着工：17㎡以上 平成18年度以降に着工：20㎡以上	13㎡以上	1人専用居室面積：7㎡以上 住宅全体面積：(13×居住人数+10)㎡以上
大阪府	18㎡以上	13㎡以上	1人専用居室面積：7.5㎡以上 住宅全体面積：(13.5×居住人数+10)㎡以上
岐阜県	23㎡以上	16㎡以上	定員（ひとり親世帯の場合）：「各居室部分の床面積÷9㎡」人
福岡県、福岡市	平成17年度以前に着工：18㎡以上	平成17年度以前に着工：13㎡以上	平成17年度以前に着工：1人専用居室面積：7㎡以上、住宅全体面積：(13×居住人数+10)㎡以上
愛知県	バリアフリー配慮に限り18㎡以上	-	-
横浜市	18㎡以上	-	-
鳥取県	平成18年3月以前着工：18㎡以上	-	-
川崎市	20㎡以上	-	-
長崎県	-	-	1人専用居室面積：7㎡以上 住宅全体面積：(13×居住人数+10)㎡以上
埼玉県	平成7年度以前に着工：16㎡以上 平成8～17年度に着工：18㎡以上	-	-

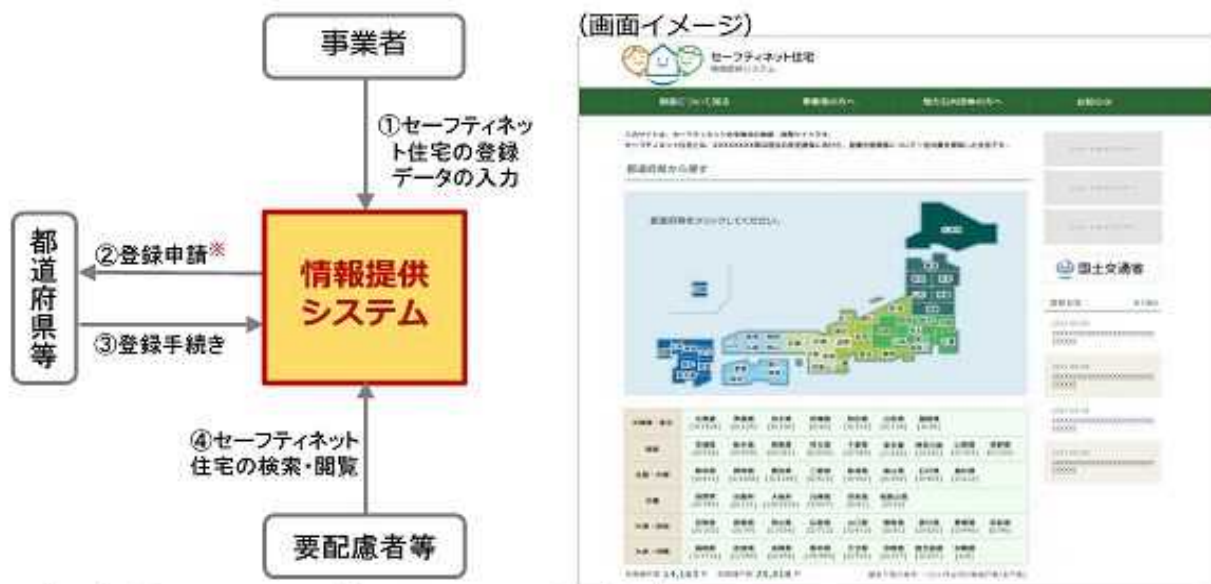
■ 住宅確保要配慮者の追加の状況：27都道府県・6市町で追加

	海外引揚	新婚	原爆被爆	戦傷病	児童養護施設	LG BT	UIJ	要配慮者支援	その他（主なもの）
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦、炭鉱離職、離職退去、要介護要支援、被虐待
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	難病、要介護要支援
岩手県、宮城県、秋田県、静岡県、和歌山県、愛媛県、宮崎県、鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	若者
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	失業者、一人親世帯、低額所得者の親族と生計を一にする学生
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	失業者、若年性認知症の者、三世同居・近居世帯、仮設住宅入居中の熊本地震の被災者
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	指定難病患者、要介護要支援、妊婦、被災地からの避難者(発災後3年以内)、犯罪をした者等
北海道、福島県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、福岡県、旭川市、福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	被虐待
川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	指定難病・特定疾患患者、市が必要と認める者
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	起訴・執行猶予、罰金・科料
沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○	
青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	
盛岡市		○			○				妊婦
横浜市					○				
茂木町							○※		※新婚又は子育て（妊婦含む）の場合に限る
山梨県、香川県、大分市									※追加なし

セーフティネット住宅情報提供システムの運用開始・改修

国では、セーフティネット住宅をWeb上で検索・閲覧・申請できるとともに、事業者による登録申請や地方公共団体における登録事務などを支援するための「セーフティネット住宅情報提供システム」※を広く提供。（平成29年10月20日より運用開始）

※<https://www.safetynet-jutaku.jp>



※平成30年7月10日のシステム改修により、システム上で申請ができるようになった。

あんしん住宅情報提供システムに登録された住宅からの移行(R1/5/31時点)

平成24～28年度の改修費補助を受けてホームページで情報提供を行っている「あんしん住宅※」について、大家等の了解が得られたものから順次、セーフティネット住宅への移行を推進。

※民間住宅用型住宅セーフティネット整備推進事業（H24～26）と住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（H27～28）により実施された約2万5千戸

■移行のフロー

○意向調査【事務局⇒大家】

あんしん住宅の大家に対して、セーフティネット住宅への登録に関する意向調査を実施。

※セーフティネット住宅への登録を希望する場合、追加入力情報（「入居を受け入れる住宅確保要配慮者の属性」など、あんしん住宅の情報に加えて追加的に入力する必要のある情報）について、意向確認と同時に提供依頼。

第1弾としては、以下全てに該当する住宅の大家を対象に意向調査を実施（H30.10）

- ・登録の「意向あり」「検討中」であることが事前に把握されている※
- ・所在地の自治体が登録手数料をとっていない
- ・所在地の自治体が登録に際し、追加で提出資料を求めている

※家数戸数の多いH25～26年度のおんしん住宅の大家に対し、H29に事前調査を実施

○移行支援（情報の代行入力）【事務局】

意向調査においてセーフティネット住宅へ登録を「希望する」と回答があった住宅について、登録申請に必要な情報を事務局が代行入力※。

※今回新たに開発した「あんしん住宅移行管理サイト」（追加入力情報を入力するための専用サイト）を用いて実施。

○申請・登録【大家⇒都道府県等】

入力された情報の最終確認及び登録申請のみ大家に行ってもらい、都道府県等が審査して問題がなければ登録。

※内容に不備等があった場合、事務局が適宜是正対応。

第1弾は約100戸の登録を順次実施（H30.12～）

（都道府県等における登録手数料見直しの動向等を見ながら、引き続き移行支援を実施）

<あんしん住宅情報提供システム>



（あんしん住宅移行管理サイト）



<セーフティネット住宅情報提供システム>



移行

このサイトは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅専用の検索・閲覧・申請サイトです。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅です。

都道府県からさがす



北海道・東北	北海道 [45]	青森県 [34]	岩手県 [4]	宮城県 [115]	秋田県 [26]	山形県 [35]	福島県 [46]		
関東	茨城県 [30]	栃木県 [5]	群馬県 [88]	埼玉県 [32]	千葉県 [59]	東京都 [713]	神奈川県 [224]	山梨県 [404]	長野県 [1]
北陸・中部	岐阜県 [255]	静岡県 [39]	愛知県 [972]	三重県 [19]	新潟県 [11]	富山県 [1]	石川県 [56]	福井県 [18]	
近畿	滋賀県 [0]	京都府 [15]	大阪府 [5435]	兵庫県 [483]	奈良県 [17]	和歌山県 [165]			
中国・四国	鳥取県 [384]	島根県 [4]	岡山県 [81]	広島県 [52]	山口県 [7]	徳島県 [8]	香川県 [4]	愛媛県 [3]	高知県 [3]
九州・沖縄	福岡県 [42]	佐賀県 [16]	長崎県 [59]	熊本県 [26]	大分県 [44]	宮崎県 [2]	鹿児島県 [60]	沖縄県 [4]	

総登録件数 **771** 件 総登録戸数 **10,207** 戸 県名下部の数字…[全戸数]

専用住宅 限定する 限定しない

キーワード

すべてを含む いずれかを含む

入居対象者 低額所得者 被災者 高齢者 身体障害者 知的障害者 精神障害者
 その他障害者 子育て者 外国人 中国残留邦人等 児童虐待を受けた者
 ハンセン病療養所入所者等 DV被害者 帰国被害者等 犯罪被害者等 生活困窮者
 保護観察対象者等 国土交通大臣が指定する災害の被災者 その他

沿線

駅名

間取り 1R 1K/1DK/1LDK 2R 2K/2DK/2LDK 3K/3DK/3LDK 4K/4DK/4LDK
 5K以上

駅徒歩 1分以内 3分以内 5分以内 7分以内 10分以内 15分以内 指定しない

住宅区分 指定しない 一般住宅（共同居住型住宅でない） 共同居住型住宅

部屋状況 指定しない 空室 入居中 改修中 部屋状況についてはお問合わせ下さい

物件種別 アパート マンション 戸建て その他

バリアフリー 建物出入口から住戸出入口まで段差なし 居室の出入口に段差なし
 便所・脱衣所の出入口に段差なし 浴室手すりあり 便所手すりあり



検索

日豊本線 高城 駅から徒歩 19分 バスで5分、大分バス千才下バス停 バス停から徒歩2分



プリンスヴィラ 105

2.80万円
共益費・管理費 4,000円

1K
26.6m²
1層

築 28年11ヶ月
4階建て
空室

大分県大分市山津町2丁目1-13
日豊本線 高城 駅から徒歩 19分 バスで5分、大分バス千才下バス停 バス停から徒歩2分

[詳細を見る](#)



プリンスヴィラ 106

2.80万円
共益費・管理費 4,000円

1K
26.6m²
1層

築 28年11ヶ月
4階建て
空室

大分県大分市山津町2丁目1-13
日豊本線 高城 駅から徒歩 19分 バスで5分、大分バス千才下バス停 バス停から徒歩2分

[詳細を見る](#)



プリンスヴィラ 107

2.80万円
共益費・管理費 4,000円

1K
26.6m²
1層

築 28年11ヶ月
4階建て
空室

大分県大分市山津町2丁目1-13
日豊本線 高城 駅から徒歩 19分 バスで5分、大分バス千才下バス停 バス停から徒歩2分

[詳細を見る](#)



プリンスヴィラ 108

2.80万円
共益費・管理費 4,000円

1K
26.6m²
1層

築 28年11ヶ月
4階建て
空室

大分県大分市山津町2丁目1-13
日豊本線 高城 駅から徒歩 19分 バスで5分、大分バス千才下バス停 バス停から徒歩2分

[詳細を見る](#)



プリンスヴィラ 201

2.80万円
共益費・管理費 4,000円

1K
26.6m²
2層

築 28年11ヶ月
4階建て
空室

[この条件で検索する](#)

駅徒歩

- 1分以内
- 3分以内
- 5分以内
- 7分以内
- 10分以内
- 15分以内
- 指定しない

住宅区分

- 指定しない
- 一般住宅 (共同居住型住宅でない)
- 共同居住型住宅

部屋状況

- 指定しない
- 空室
- 入居中
- 改修中
- 部屋状況についてはお問合わせ下さい

物件種別

- アパート
- マンション
- 戸建て
- その他

その他賃料等

- 敷金なし
- 礼金・敷引なし
- 共益費・管理費なし
- 保険加入不要

築年数

指定しない

建物構造

- 木
- 軽量鉄骨
- 鉄筋コンクリート
- 鉄骨鉄筋コンクリート
- プレキャストコンクリート
- 鉄筋ブロック
- 重量鉄骨
- その他

その他特徴

- ベット可
- 駐車場あり
- 南向き
- バス・トイレ別 (専用設備)
- 独立洗面台 (専用設備)
- 追い焚き (専用設備)
- 冷暖房 (専用設備)
- オートロック (専用設備)
- 洗濯機置き場あり (専用設備)
- バス・トイレ別 (共用設備)
- 独立洗面台 (共用設備)
- 追い焚き (共用設備)
- 冷暖房 (共用設備)
- オートロック (共用設備)
- 洗濯機置き場あり (共用設備)

バリアフリー

- 建物出入口から住戸出入口まで段差なし
- 居室の出入口に段差なし
- 便所・脱衣所の出入口に段差なし
- 浴室手すりあり
- 便所手すりあり



家賃: 2.80万円	共益費・管理費: 4,000円
敷金: 0円	礼金: 0円
1K	26.60m ² 南向き
マンション	築 28年11ヶ月
〒870 - 0136 大分県大分市山津町2丁目1-13	
交通: 日本線 高城駅から徒歩19分 (バス利用 5分、大分バス千才下バス 停で下車 徒歩2分) 日本線 鶴崎駅から徒歩22分 (バス利用 5分、大分バス千才下バス 停で下車)	

問合せ先: 097-551-0222
有限会社武藤設計 (不動産部)

[▽問合せ先の詳細情報](#)

住宅と周辺の情報 [▼](#) | 物件の問い合わせ先 [▼](#) | 入居対象者の範囲・条件 [▼](#) | この住宅の制度関連情報 [▼](#)

住宅と周辺の情報

PRポイント			
部屋の状況	空室	入居	即入居
セーフティネット 住宅タイプ	共同居住型住宅	※一般住宅とは、共同居住型住宅以外の住宅を指します	

住宅の設備・条件等

キッチン、バス、トイレ	
設備・サービス	押入 冷暖房 給湯 (ガス) TVインターフォン インターネット対応
バリアフリー	
その他	フローリング バルコニー・ベランダ 照明器具 インターホン
条件	単身者入居可 法人可 2年以内の退去は違約金家賃の1か月分 (36400) が必要

住宅の概要

登録日	2019年08月07日	登録番号	大分市SN-R01-001
建物構造	鉄筋コンクリート造	所在階/階数	1階/4階建
築年月	築 28年11ヶ月	総戸数 (共同居住型住宅の場合)	32戸
面積	部屋: 26.60m ² バルコニー: 3.80m ²	駐車場等	あり (敷地内) 4,000円 バイク置き場: あり 駐輪場: あり
契約	通常契約 契約期間: 2 取引態様: 媒介 入居時における鍵交換対応の可否: 対応可 鍵交換費用の負担先: 入居者		
更新料	0円	保証金	29,120円
保険	必要なし		
保証	連帯保証人: 必要 家賃保証への加入: 必要 連帯保証人又は家賃保証加入のいずれか: 必要		

周辺環境

学校	
買い物・病院	コンビニ（400m以内（徒歩5分以内））、スーパー（1200m超（徒歩15分超））、病院（800m以内（徒歩10分以内））

ページのTOPへ

物件の問い合わせ先

名称	有限会社武藤設計（不動産部）		
所在地	大分県大分市高城本町3-11サンパティ高城201		
電話番号	097-551-0222	担当者	武藤年生
営業時間	AM9:00~PM7:00	定休日	土、日曜日
ホームページ			

入居対象者の範囲・条件

入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲 ※以下の方を含む世帯が入居できます。（それ以外の世帯も入居できることがあります。）

	範囲、条件等
低額所得者（生活保護者以外）	家賃保証必要
低額所得者（生活保護者）	家賃保証必要 住宅扶助費の代理納付が実施される場合に限る
被災者	家賃保証必要
国土交通大臣が指定する災害の被災者	家賃保証必要
高齢者	家賃保証必要 高齢者の年齢の範囲：60歳以上
犯罪被害者等	家賃保証必要

都道府県又は市区町村の供給促進計画において定められた者

その他の情報

● 住宅の区分及び権原

住宅の区分	共同居住型住宅	
住宅に関する権原	権原	所有権
	期間	

● 家賃その他賃貸の条件に関する事項

入居可能時期	登録後ただちに入居可能
--------	-------------

※登録時点における状況を記載

● 管理の方法

管理の方式		管理業務を委託	
委託する業務の内容（契約事項）	家賃等の受領に係る事務	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ：委託する <input type="checkbox"/> ：委託しない
	賃貸借契約の更新に係る事務	<input type="radio"/>	
	賃貸借契約の終了に係る事務	<input type="radio"/>	
	その他		
委託先	氏名又は名称	漢字	有限会社武藤設計
		ふりがな	ゆうげんかいしゃむとうせつけい
	住所	〒870-0157 大分県大分市高城本町3-11サンパティ高城201	
	電話番号	097-551-0222	

● 専用部分の構造及び設備の有無

便所	洗面	浴室	台所	収納	洗濯室
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input checked="" type="radio"/>

: 有 : 無

● 共同居住型住宅の共同利用設備等

設備等	<input type="radio"/> : 有 <input checked="" type="radio"/> : 無	整備 箇所数	合計床面積 (m ²)	想定利用戸 数 (戸)	備考
便所	<input type="radio"/>	32		32	
洗面	<input checked="" type="radio"/>				
浴室	<input type="radio"/>	32		32	
台所	<input checked="" type="radio"/>				
居間	<input checked="" type="radio"/>				
食堂	<input checked="" type="radio"/>				
洗濯室	<input checked="" type="radio"/>				

● 共同居住型住宅の延べ床面積等

全住戸数 (戸)	住棟の延べ床面積 (m ²)	備考
32	853.40	853.4

● 共同居住型住宅の共用部

共用部	昇降機	<input checked="" type="radio"/> : 有 <input type="radio"/> : 無
共用部分に係る特記事項	収納	押入
	冷暖房設備	冷暖房
	給湯設備	給湯 (ガス)
	防犯設備	TVインターフォン
	通信設備	BSアンテナ, 地デジ対応TV付, インターネット対応
	その他	バルコニー・ベランダ, ゴミ集積場
	条件等	

● 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨

入居者を住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る	<input checked="" type="radio"/>
--	----------------------------------

● 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である期間

年月から ヶ月間

平成28年度 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業

あんしん住宅をお探しの方は [こちら](#) «情報提供システム»
あんしん住宅 <拒まない住宅> 検索・閲覧

1. トップページ

2. 事業概要

3. 地域別
事業要件

4. 交付申請要領
様式等

事業の概要

(1) 事業の趣旨

本事業は、高齢者、障がい者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協議会との連携や適切な管理の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援するものです。

(2) 補助事業者について

補助事業者(応募・交付申請ができる者)は、建設工事請負契約を締結して空家等の改修工事を発注する者です。

補助事業者(改修工事の発注者)と空家等の所有者が異なる場合は、補助事業者と所有者との間で同意書を取り交わす必要があります。

また、空家等の所有者と、当該空家等を賃貸しようとする者が異なる場合(サブリースの場合)にあつては、所有者と転賃人との間で賃貸住宅の管理に関する確認書を取り交わす必要があります。

(3) 事業要件

補助の要件

住宅要件	<ul style="list-style-type: none"> ○住戸の床面積は原則として25㎡以上 ○住宅設備を有すること(台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室) ○現行の耐震基準に適合していること ○一定のバリアフリー化[※]がなされていること <ul style="list-style-type: none"> ※ 2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消、車いすで通行可能な廊下幅の確保のいずれかに対応。
入居対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の所得以下^{※1}の高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯であつて、現に住宅に困窮^{※2}している世帯 <ul style="list-style-type: none"> ※1 居住支援協議会毎の具体的な収入基準は、本事業のホームページ(地域別事業要件)で確認してください。(大半の居住支援協議会において、月額収入21.4万円以下となっています。) ※2 従前居住地が持家でない者であること。
上限月額家賃	<ul style="list-style-type: none"> ○84,700円に市区町村毎の立地係数を乗じた額[※] (例:札幌市85,000円、江東区106,000円、大阪市106,000円) ※ 市区町村毎の上限月額家賃は、地域別事業要件で確認してください。
管理期間	○事業完了後10年間以上
住宅情報の登録	○居住支援協議会に対し対象住戸に係る情報を登録すること
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ○居住支援協議会が対象住宅の登録や情報提供等を行う地域[※] ※ 具体的な地域は、地域別事業要件で確認してください。

令和元年度
住宅確保要配慮者
専用賃貸住宅
改修事業

※平成29年10月25日に施行されたセーフティネット改正法に基づく事業です。
詳しくはリンク先へお問い合わせください。

入居対象者について

住宅確保 PDF
要配慮者とは

収入計算
シート

収入計算 PDF
シート使い方

居住支援協議会
問合せ先

あんしん住宅
情報提供システムについて
※セーフティネットの管理状況
報告はセーフティネットHPより
行ってください。

新規登録

申請者
ログイン

あんしん住宅
情報提供システム
申請者用マニュアル

あんしん住宅 情報提供システム

このサイトは、あんしん住宅（拒まない住宅）専用の検索・閲覧サイトです。

あんしん住宅とは、高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向けた、設備や面積等について一定の質を確保した住宅です。

都道府県 から住宅をさがす

都道府県をクリックしてください。








北海道・東北	北海道 [0/2485]	青森県 [0/135]	岩手県 [0/109]	宮城県 [0/61]	秋田県 [0/213]	山形県 [0/130]	福島県 [0/36]			
関東	茨城県 [0/531]	栃木県 [0/440]	群馬県 [0/349]	埼玉県 [0/500]	千葉県 [0/587]	東京都 [0/294]	神奈川県 [0/339]	山梨県 [0/161]	長野県 [0/166]	
北陸・中部	岐阜県 [0/803]	静岡県 [0/2005]	愛知県 [0/2186]	三重県 [0/518]	新潟県 [0/307]	富山県 [0/322]	石川県 [0/917]	福井県 [0/209]		
近畿	滋賀県 [0/381]	京都府 [0/121]	大阪府 [0/2346]	兵庫県 [0/939]	奈良県 [0/81]	和歌山県 [0/52]				
中国・四国	鳥取県 [0/107]	島根県 [0/65]	岡山県 [1/975]	広島県 [0/711]	山口県 [0/409]	徳島県 [0/81]	香川県 [0/607]	愛媛県 [0/448]	高知県 [0/92]	
九州・沖縄	福岡県 [0/1724]	佐賀県 [0/366]	長崎県 [0/257]	熊本県 [0/949]	大分県 [0/528]	宮崎県 [0/269]	鹿児島県 [0/207]	沖縄県 [0/6]		

総登録件数 14,149 件 総登録戸数 25,524 戸 県名下部の数字・・・[1ヶ月以内のNew戸数/全戸数]

詳細条件 から住宅をさがす

都道府県	<input type="text"/>	専有面積	下限なし <input type="text"/> m ² ~ 上限なし <input type="text"/> m ²
市区町村	<input type="text"/>	家賃	下限なし <input type="text"/> 万円 ~ 上限なし <input type="text"/> 万円
建物種別	<input type="text"/>	入居可	<input checked="" type="radio"/> 指定なし <input type="radio"/> 入居可のみ
間取り	<input type="text"/>	入居対象者の条件	<input type="radio"/> 指定なし <input type="radio"/> 要配慮者に限定 <input type="radio"/> 要配慮者を拒まない

検索

 <p>住宅SN 高障子低</p>	<p>建物種別 集合住宅 間取り 1K 専有面積 26.4m²</p>	<p>大分県杵築市大字片野1150-189</p> <p>最寄駅からの交通手段・高須バス停 最寄駅からの徒歩時間・6分</p> <p>家賃 *****円 共益費・管理費 *****円 敷金 *****円</p>	<p>0978-63-0933</p> <p>入居 入居不可 入居可能時期</p> <p>詳細を見る</p>
 <p>住宅SN 高障子低</p>	<p>アーバンユキ 202</p> <p>建物種別 集合住宅 間取り 1K 専有面積 26.4m²</p>	<p>〒873-0007 大分県杵築市大字片野1150-189</p> <p>最寄駅からの交通手段・高須バス停 最寄駅からの徒歩時間・6分</p> <p>家賃 25,000円 共益費・管理費 0円 敷金 0円</p>	<p>有限会社 エトウホー... 0978-63-0933</p> <p>入居 入居可 入居可能時期 2016年07月</p> <p>詳細を見る</p>
 <p>住宅SN 高障子低</p>	<p>アーバンユキ 205</p> <p>建物種別 集合住宅 間取り 1K 専有面積 26.4m²</p>	<p>〒873-0007 大分県杵築市大字片野1150-189</p> <p>最寄駅からの交通手段・高須バス停 最寄駅からの徒歩時間・6分</p> <p>家賃 *****円 共益費・管理費 *****円 敷金 *****円</p>	<p>有限会社 エトウホー... 0978-63-0933</p> <p>入居 入居不可 入居可能時期</p> <p>詳細を見る</p>
 <p>住宅SN 高障子低</p>	<p>アイエス猪野A 101</p> <p>建物種別 集合住宅 間取り 3DK・2LDK 専有面積 56m²</p>	<p>〒870-0134 大分県大分市大字猪野336-1</p> <p>最寄駅からの交通手段・浜田入口 最寄駅からの徒歩時間・4分</p> <p>家賃 *****円 共益費・管理費 *****円 敷金 *****円</p>	<p>石原 麻美子 075-332-1567</p> <p>入居 入居不可 入居可能時期</p> <p>詳細を見る</p>
	<p>アイエス猪野C 201</p> <p>建物種別 集合住宅 間取り 3DK・2LDK</p>	<p>〒870-0134 大分県大分市大字猪野336-2</p> <p>最寄駅からの交通手段・浜町入口 最寄駅からの徒歩時間・4分</p>	<p>石原 麻美子 075-332-1567</p> <p>入居 入居不可 入居可能時期</p>

住宅情報検索

アーバンユキ 詳細情報



情報更新日：2016年07月25日

住宅名	アーバンユキ		
住所	T873-0007 大分県杵築市大字片野1150-189	建物種別	集合住宅
最寄駅・バス停からの 交通手段	高浜バス停	最寄駅・バス停からの 徒歩による所要時間	6分
構造	木造	総戸数	10戸
階数	地上2階 地下0階建	新築着工年月日・築年 数	2005年04月01日 築14年
問い合わせ先/ 電話番号	有限会社 エトウホーム/ 0978-63-0933	入居対象者の条件	要配慮者を含まない（一般世帯も可）
入居状況	入居可	入居可能期間	2016年07月05日 から

...車入し入居可能駐車場の有無を指定したものを ...住宅セーフティネット制度の特典を利用したものを
...高齢者世帯 ...障害者世帯 ...子育て世帯 ...収入基準あり ...所得（月あたり内収入）が214,500円を超えない者
 ※ 地域によって対象世帯が追加されている場合があります。

住戸番号	202		月額家賃	25,000円		
間取り	1K		敷金	0円		
開口部の方位	南		共益費・管理費	0円		
住戸面積	26.4 m ²		敷金以外の一時的な	名目		
改修工事の工事完了日 (予定含む)	2013年11月30日			金額	円	
住宅設備の有無	水洗便所	あり	専用	耐震性能	着工日が昭和56年	6月1日以降
	洗面設備	あり	専用		耐震診断及び耐震改修の実施	
	台所	あり	専用	その他の性能	省エネルギー性能 (窓の断熱化など)	
	浴室	あり	専用		防音・遮音性能	
	収納	あり	専用		安全対策(事故防止設備など)	
	エアコン	あり	専用		PR情報など	
バリアフリー性能	室内洗濯機置場	あり	専用			
	二カ所以上の 手すり設置の有無	あり	専用			
	屋内の段差解消の有無					
	車いすで通行可能な 廊下幅の有無					
エレベーターの有無	なし					
洋式便所の有無	あり	専用				

Copyright (C) 2015 住宅情報検索システム L.A.株式会社 権利者 全 Rights Reserved

地方公共団体における登録促進に係る取組

大阪府の取組

○大阪府では、居住支援協議会活動支援事業(国補助)も活用して事務員を2名雇用し※、個別の事業者に対するセーフティネット住宅の登録のお願いや登録申請に係る申請支援(代行入力)を実施。

※協議会で1名(国補助金で雇用(補助金期間以外は協議会会費で雇用))、協議会事務局である府公社で1名(国補助金で雇用)

○特に、旧雇用促進住宅の住宅を管理するビレッジハウス・マネジメント(株)の住宅※について、以下の流れで申請支援(代行入力)を行っており、4,256戸(H30.11.30時点)を登録済。

- ①ビレッジハウスで申請システムのアカウント登録
- ②ビレッジハウスから府協議会に、申請に必要なデータを送付
- ③府協議会で申請システムに代行入力
- ④ビレッジハウスで確認の後、申請
- ⑤大阪府や各政令市・中核市で審査・登録

※ビレッジハウスでは全国約1,000件、10万戸の旧雇用促進住宅についてリノベーションを行い、敷金・礼金・手数料・更新料の不要な月2万円台からの賃貸住宅を提供。



<ビレッジハウス忠岡1号棟>

○その他の事業者に対しても、適宜申請支援(代行入力)を実施。

名古屋市の取組

○名古屋市では、以前より独自で高齢者の受入れにあたり見守りサービスの商品開発や大家への啓発を進めていた(株)ニッショー(仲介業者)に協力依頼を行い、大家の物件をニッショーが代行入力することで、H30.12.20時点で617戸の登録申請を実施(このうち、164戸は登録済、残り453戸は受付・審査中)。

山梨県の取組

○山梨県では、主に宅建業者13社に個別訪問し、宅建業者が大家の許可を得た上でその場で県担当者がサポートしながら代行入力を行い、378戸(H30.12.25時点)が登録見込み(このうち、284戸は登録済、残り94戸は申請見込み)。

登録住宅の改修・入居への経済的支援の概要等

1. 登録住宅の改修に対する支援措置 ※赤字は平成31年度拡充部分(補助を受けた住宅は専用住宅化)

事業主体等	大家等
補助対象工事	①共同居住用住居への用途変更・間取り変更、②バリアフリー改修(外構部分含む)、③防火・消火対策工事、④子育て世帯対応改修、⑤耐震改修、⑥居住のために最低限必要と認められた工事、⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・補助限度額	【補助金】：国1/3 (制度の立上り期、国の直接補助) 【交付金】：国1/3 + 地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助) ※国費限度額はいずれも50万円/戸 (①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円/戸加算)
入居者要件等	家賃水準について一定要件あり(特に補助金は公営住宅に準じた家賃)
その他	要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置(専用住宅として登録された住宅)

事業主体等	I 大家等	II 家賃債務保証会社等
補助対象	I 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸)	II 入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2 + 地方1/2 (地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者収入(月収15.8万円以下)及び補助期間(Iは原則10年以内等)について一定要件あり	

※「登録住宅」と「専用住宅」

- ・登録住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅
- ・専用住宅：登録住宅のうち住宅確保要配慮者専用住宅として登録した住宅(複数の属性の住宅確保要配慮者を入居対象者として設定可能)

令和元年度当初予算を確保している自治体

⇒ 改修費：47団体、家賃低廉化：45団体、家賃債務保証料：20団体

都道府県	政令市中核市	改修費	家賃	家賃債務保証料	都道府県	政令市中核市	改修費	家賃	家賃債務保証料	
北海道	網走市	○	○		東京都	千代田市	○	○	○	
	北広島市	○	○			墨田区	○	○	○	
	泊村	○	○			世田谷区	○	○	○	
	北竜町	○	○			豊島区	○	○	○	
	当麻町	○	○			練馬区	○	○	○	
	剣淵町	○	○			葛飾区	○	○	○	
	浜頓別町	○	○			八王子市	○	○	○	
	釧路市	○	○			神奈川	横浜市	○	○	○
	むかわ町	○	○			長野	原村	○	○	○
	新冠町	○	○			岐阜	飛騨市	○	○	○
青更町	○	○	○	静岡	下呂市	○	○	○		
清水町	○	○		静岡	長泉町	○	○	○		
豊頃町	○	○		愛知	名古屋	○	○	○		
鶴居村	○	○		滋賀	湖南市	○	○	○		
青森	十和田市	○	○		京都府	京都市	○	○	○	
岩手	盛岡市	○	○		大阪府	宇治市	○	○	○	
	花巻市	○	○		豊中市	○	○	○		
宮城	一関市	○	○		兵庫	(県)	○	○	○	
	大崎市	○	○			神戸市	○	○	○	
山形	(県)	○	○		姫路市	○	○	○		
	山形市	○	○		南あわじ市	○	○	○		
	鶴岡市	○	○		神河町	○	○	○		
	寒河江市	○	○		鳥取	(県)	○	○	○	
	南陽市	○	○		鳥取市	○	○	○		
	舟形町	○	○		(県)	○	○	○		
	白鷹町	○	○		徳島	美波町	○	○	○	
福島	喜多方市	○	○		高知	奈半利町	○	○	○	
	田村市	○	○		(県)	○	○	○		
	西会津町	○	○		福岡	津野町	○	○	○	
	玉川村	○	○		(県)	○	○	○		
	広野町	○	○		福岡	柳川市	○	○	○	
茨城	富岡町	○	○		朝倉市	○	○	○		
	川内村	○	○		宮崎	美郷町	○	○	○	
	阿見町	○	○		(県)	○	○	○		
	栃木	栃木市	○	○		鹿児島	(県)	○	○	
	茂木町	○	○		徳之島町	○	○	○		
	群馬	前橋市	○	○		宜野湾市	○	○	○	
	埼玉	さいたま市	○	○		沖縄	名護市	○	○	○
	千葉	千葉市	○	○						
		船橋市	○	○						

※都道府県については、市区町村に対する間接補助を予定

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 83協議会が設立（R元年5月6日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 区市町（36市区町）

北海道本別町、横手市、鶴岡市、千葉市、船橋市、千代田区、文京区、台東区、江東区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、世田谷区、江戸川区、八王子市、調布市、日野市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、名古屋市、京都市、豊中市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

〔H31年度予算〕

重層的住宅セーフティネット構築支援事業（9.3億円）の内数

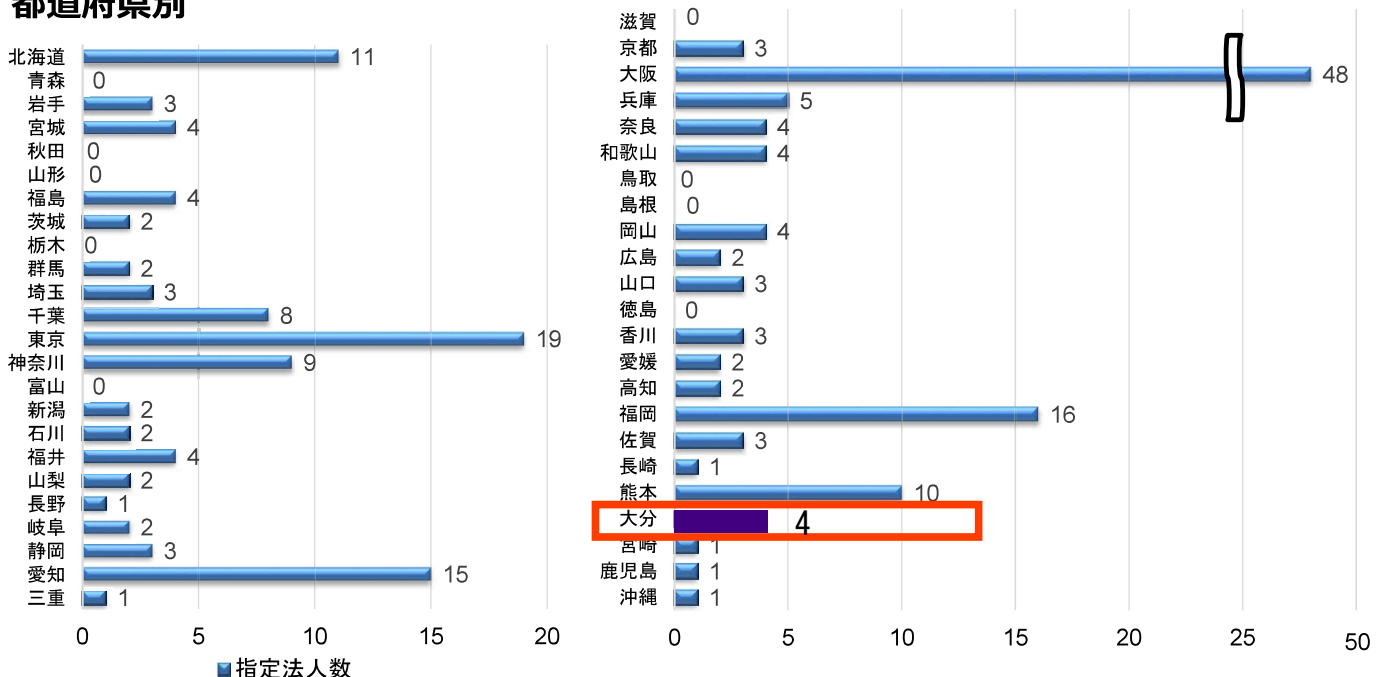


28

居住支援法人制度の指定状況

- 38都道府県 213法人が指定（R元.5.6時点）
- 都道府県別で指定数0の県は、青森県・秋田県・山形県・栃木県・富山県・滋賀県・鳥取県・島根県・徳島県の9県

都道府県別



(参考)居住支援を行う団体の事例

子育て(ひとり親)

○NPO法人 リトルワズ(東京)

- ・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家とひとり親世帯とのマッチング
- ・学校の届出等の手続き支援、各種助成制度の活用支援

障害者

○NPO法人 おかやま入居支援センター(岡山)

- ・障害者等の入居支援に向け、医療・福祉・法律・不動産等の専門家が連携するネットワークにより、住宅の提供や個別状況に応じた入居後のサポート

高齢者

○一般社団法人あんしん住まいサッポロ(札幌)

- ・民間の高齢者向け住宅の情報提供と住み替え相談窓口を設置。

○NPO法人 高齢者支援センター(徳島)

- ・高齢者等の住み替え相談等を実施。綿密なヒアリングにより要望に合う賃貸住宅をマッチング。

若中年単身

○TOKYOチャレンジネット(東京)

- ・住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりして就労する者を対象とした相談窓口を設置。
- ・民間賃貸住宅の情報提供、保証会社を利用したサポート等を実施。必要に応じて、民間アパートを一時住宅として提供。住宅資金等の無利子貸し付けを実施。
- ・住宅だけでなく、生活全般や健康相談、法律相談にも対応。
- ・仕事紹介、資格取得支援、履歴書添削、面接指導など、就労面でのサポートも実施。

外国人

○NPO法人 外国人住まいサポートセンター(神奈川)

- ・多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成
- ・司法書士や弁護士等によるトラブル時の相談窓口の設置

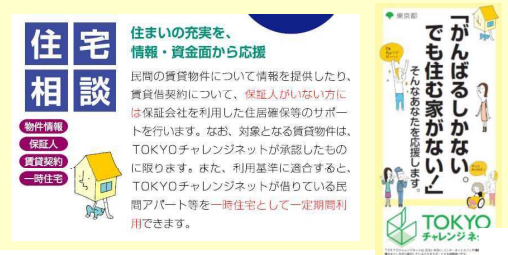
生活困窮者

○NPO法人 抱樸(旧北九州ホームレス支援機構)(北九州)

- ・入居費・生活費の支援、最低限の家財確保等、賃貸住宅へ入居するホームレスの自立支援

○NPO法人 自立支援センターふるさとの会(東京)

- ・路上生活者等に対して、宿泊所の提供、日常生活支援、就労支援、退所後のアフターケア等を実施。



The flyer is titled '住宅相談' (Housing Consultation) and is from TOKYO Challenge Net. It features a house icon and text explaining their services. The text includes: '住まいの充実、情報・資金面から応援' (Supporting housing quality, information, and financial aspects); '民間の賃貸物件について情報を提供したり、賃貸借契約について、保証人がいない方には保証会社を利用した住居確保等のサポートを行います。' (We provide information on private rental properties and support such as housing security using guarantee companies for those without guarantors.); 'TOKYOチャレンジネットが承認したものに限りです。また、利用基準に適合すると、TOKYOチャレンジネットが借りている民間アパート等を一時住宅として一定期間利用できます。' (Only for properties approved by TOKYO Challenge Net. Also, if they meet the usage standards, they can be used as temporary housing for a certain period.); and a list of services: '物件情報' (Property information), '保証人' (Guarantor), '賃貸契約' (Lease agreement), and '一時住宅' (Temporary housing).

住宅部局と福祉部局の連携について

- 賃貸住宅供給促進計画の策定を始めとして、セーフティネット住宅の登録促進や居住支援活動の充実等を図るに当たっては、住宅確保要配慮者の置かれている状況や賃貸住宅のニーズ等を適確に把握するため、住宅部局と福祉部局が意見交換を行うなど連携して取り組むようお願いいたします。

■ 地方公共団体の住宅部局から聞かれた意見

「特に相談が寄せられることもないので、住宅の確保に困っている人はいないはずだ。」

⇒ 地方公共団体の福祉部局等には相談が寄せられており、住宅部局では実態を把握できていないだけではないでしょうか。地方公共団体の福祉部局からは、例えば、単身高齢者や生活保護受給者、精神障害者、刑務所の出所者などで住宅の確保に苦慮している具体のケースがあると聞いています。

「公営住宅に空きがあるから、セーフティネット住宅は必要ない。」

⇒ 空いている公営住宅は、立地が悪いなどの理由で住宅確保要配慮者のニーズと合っていないのではないのでしょうか。また、身寄りのない高齢者等が保証人を求められたため、公営住宅に入居できなかったというケースも聞いています。公営住宅以外の選択肢が地域に多くあった方がよいのではないのでしょうか。

「民間賃貸住宅の空室は多く、大家は入居者を拒まないはずだ。」

⇒ 家賃滞納や孤独死等のリスクを回避するため、大家の一部は住宅確保要配慮者の入居を断っており、入居できる賃貸住宅を見つけられない方が多くいるという現状です。住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅をわかりやすい形で探すことができた方が望ましいのではないのでしょうか。

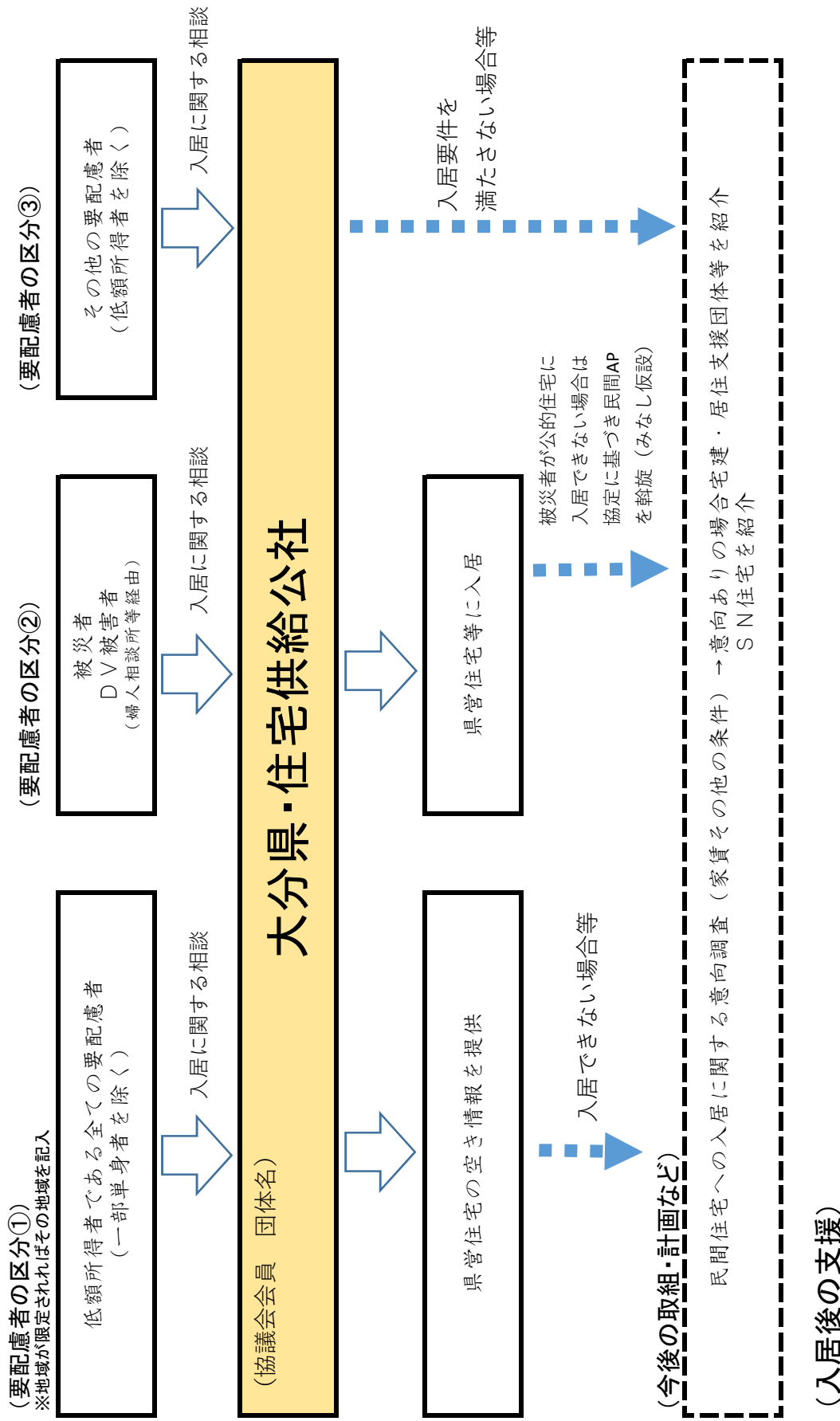
大分県居住支援協議会

分野	団体名	分野	団体名	分野	団体名
福祉	社会福祉法人大分県社会福祉協議会	住宅	(一社)大分県宅地建物取引業協会	行政	大分県 福祉保健部 福祉保健企画課
	社会福祉法人シンブオニー		(公社)全日本不動産協会大分県本部		大分県 福祉保健部 高齢者福祉課
	特定非営利活動法人たすけあい組織鼓楼		(公財)日本賃貸住宅管理協会		大分県 福祉保健部 こども未来課
	NPO法人住むケアおおいた		(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 大分県支部		大分県 福祉保健部 こども・家庭支援課
	(一社)大分事業支援センター		(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 大分中央支部		大分県 福祉保健部 障害福祉課
	(株)あんしんサポート		(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 大分新支部		大分県 土木建築部 公営住宅室
	NPO法人自立支援センターおおいた		大分県住宅供給公社		大分県 土木建築部 建築住宅課
	福祉フォーラム別枠速見実行委員会				大分市 土木建築部 住宅課
					豊後大野市 建設課

大分県居住支援法人

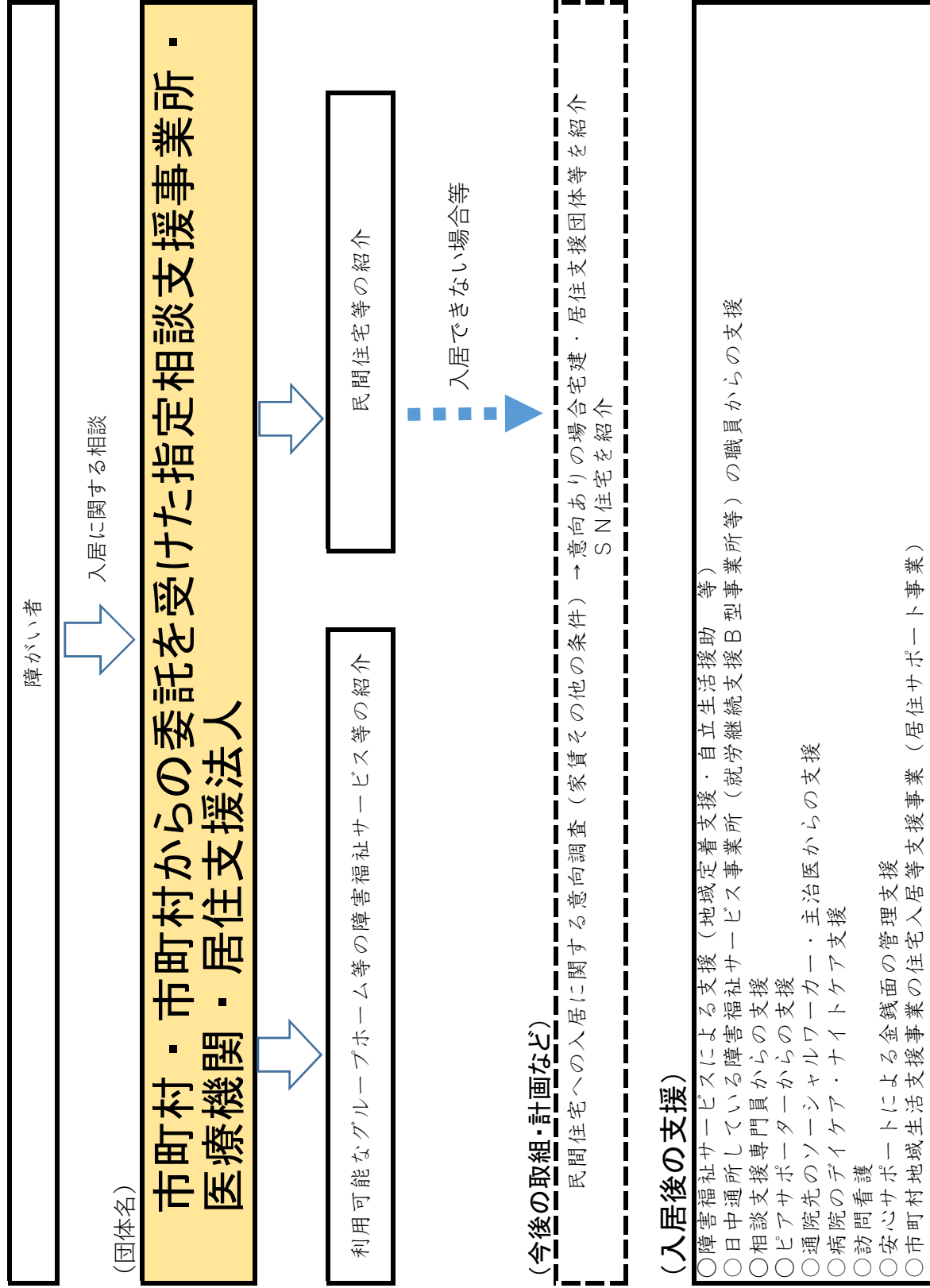
法人名	NPO法人たすけあい組織鼓楼	NPO法人住むケアおおいた	一般社団法人大分事業支援センター	(株) あんしんサポート
指定日	平成30年4月26日	平成30年10月29日	平成31年3月28日	令和元年6月10日
所在地	別府市大字鶴見323番地の7	大分市東大道町1丁目6番24号	大分市東春日町17番地20号 大分第2ソフィアプラザビル階	福岡市城南区飯倉1-6-251-6-25 (支援業務を行なう事務所の所在地) 大分市西春日町4-1西春日ビル2階
業務エリア	別府市・大分市・日出町	大分県全域	大分県全域	大分県全域
対象	障がい者、高齢者、低額所得者、被災者、子育て世帯、外国人、DV被害者	高齢者、障がい者、低額所得者、子育て世帯、生活困窮者	高齢者	高齢者
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃債務保証(一般財団法人高齢者住宅財団へ委託) ・円滑な入居の促進に関する情報提供等(窓口体制づくり、マッチング・同行業務、サブリース事業等の住宅相談) ・生活の安定及び向上に関する情報提供等(見守り事業、介護サービス、共同リビング、移送サービス等の支援、情報提供、アドバイス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃債務保証 ・円滑な入居の促進に関する情報提供等(住宅確保に関する受付、相談、手続き支援) ・生活の安定及び向上に関する情報提供等(生活相談、医療機関や福祉事業者との連携した見守り、行政手続きサポート、就労支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃債務保証(ジェイリース(株)へ委託) ・円滑な入居の促進に関する情報提供等(不動産会社に同行支援) ・生活の安定及び向上に関する情報提供等(見守りサービス、死後事務委任等の相談及び支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の安定及び向上に関する情報提供等(定期的な電話による安否確認、24時間相談窓口の開設) ・付帯業務(高齢者の受入れに積極的な不動産会社の情報提供を行なうポータルサイトの開設)

居住支援協議会の会員の役割(相談窓口としてできること)



- 家賃が払えない → 福祉事務所を紹介(生保) ・ 家賃の減免
- 車椅子が必要(EVなし) → 住み替え(特定入居)
- 高齢者(単身)の見守り(月1回以上、民生委員と連携をとり)

居住支援協議会の会員の役割(相談窓口としてできること)



議題 4

地域生活支援拠点等整備について

地域生活支援拠点等（厚生労働省資料）

昨年度の取組

今昨年度の取組

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

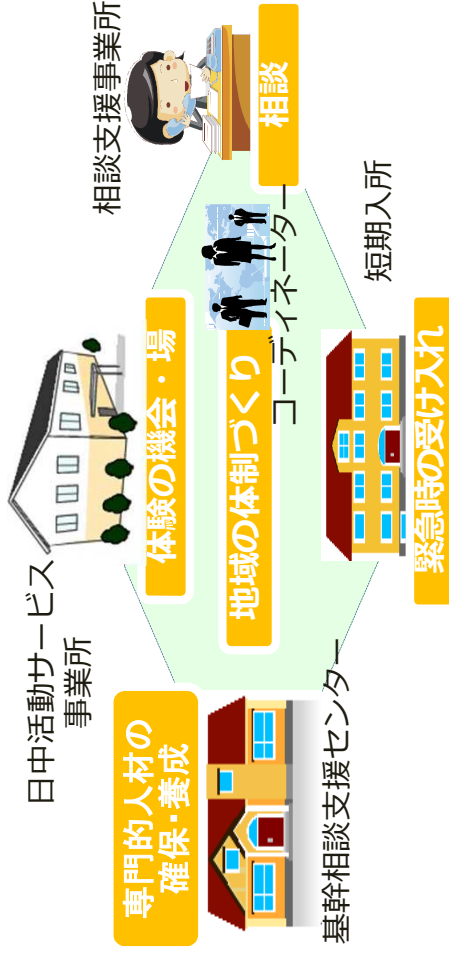
市町村（圏域）

- ① 支援者の協力体制の確保・連携
- ② 拠点等における課題等の把握・活用
- ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例（優良事例）の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

趣旨

平成29年7月7日

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

整備の目的

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

必要な機能等

- 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。
 - ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応
 - ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成
 - ⑤ 地域の体制づくり
- ※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。
- ※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
- ※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

運営上の留意点

- 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。
- 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的には必要時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならぬ。

市町村・都道府県の責務と役割

【整備に向けた取組】

- 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。

- 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。（拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要）

【必要な機能の充実・強化】

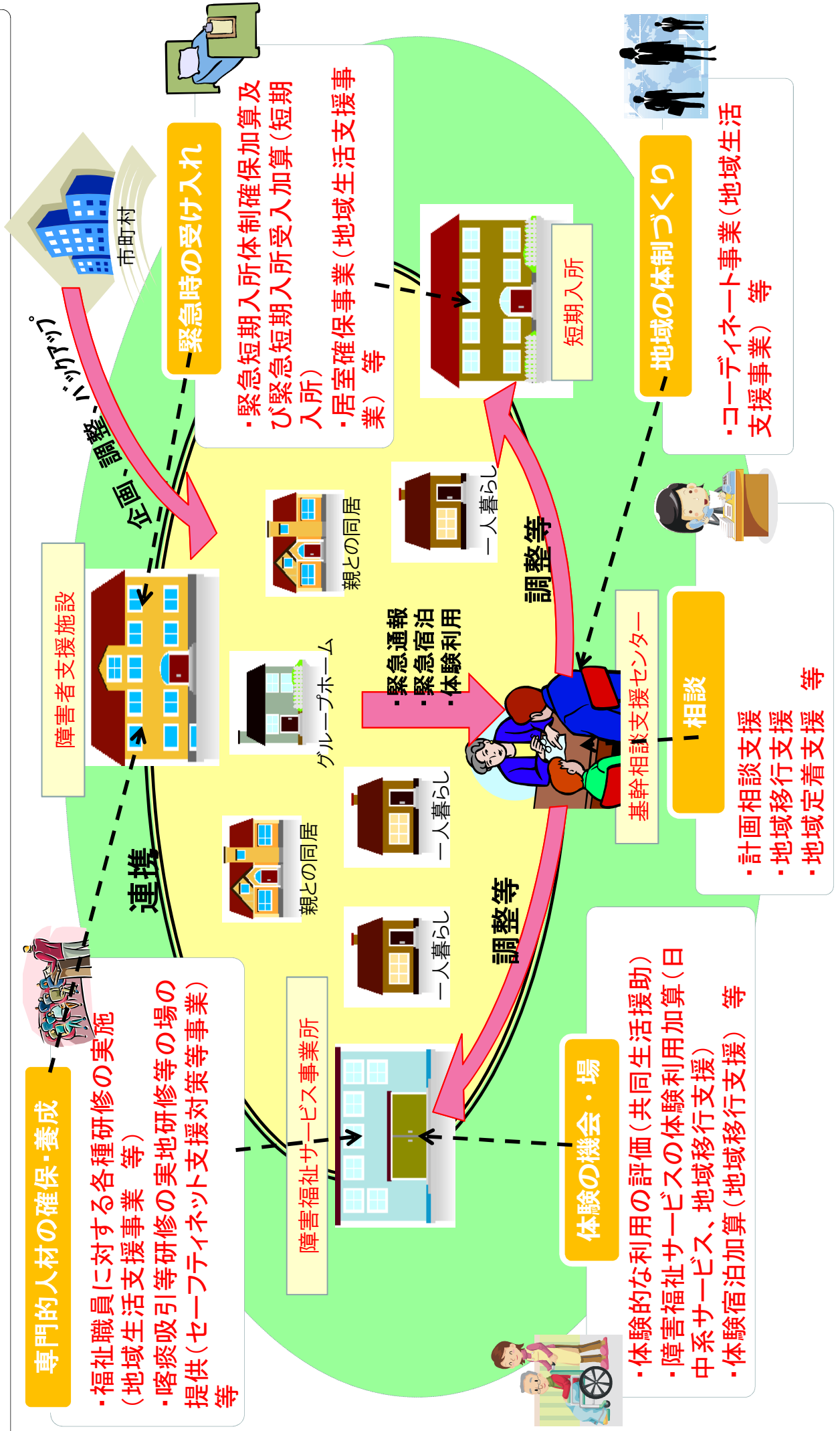
- 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。
 - 効果的な運営の継続
 - ・ 市町村の定期的な評価
 - ・ 拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

【都道府県の役割】

- 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

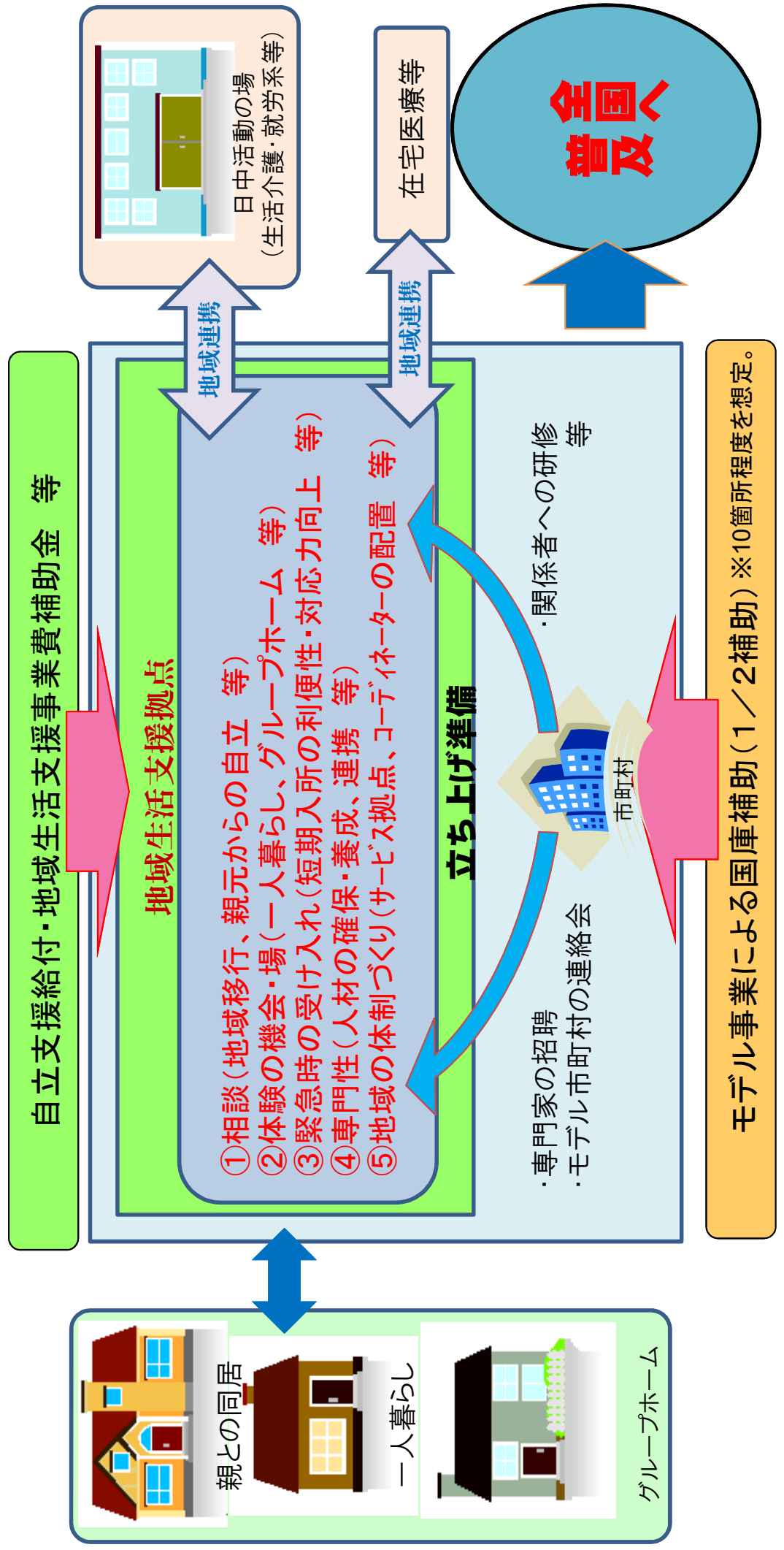
パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

平成27年度予算額
25,000千円

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。このため、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていきけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面談を行う体制等の整備を積極的に推進していく。



地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じ、整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
 平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
 （全国：1,718市町村、352圏域）

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
- ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
- ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
- ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）
 +50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

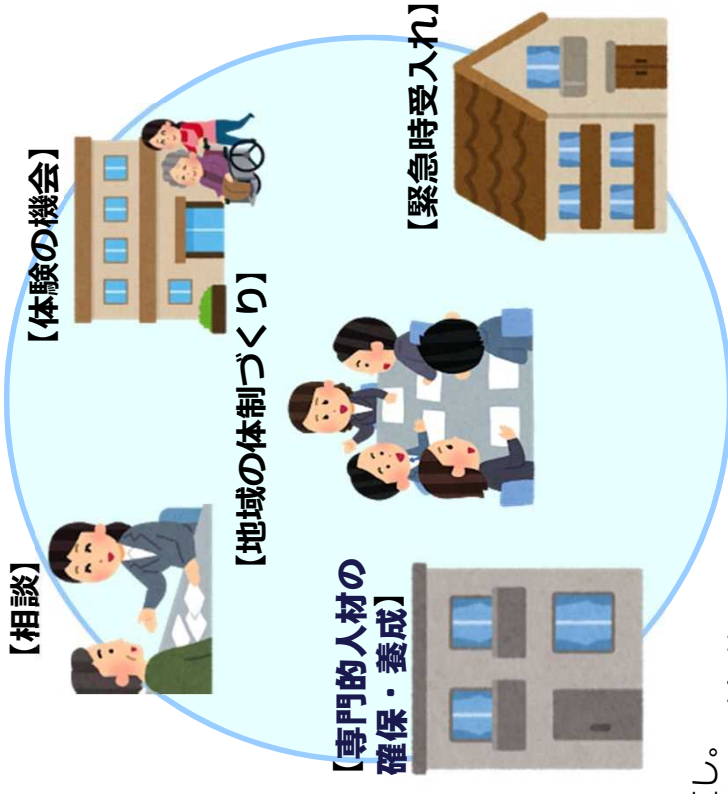
【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
- ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
- ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

地域生活支援拠点等



地域生活支援拠点等の整備の現状及び今後の課題・計画 【圏域会議まとめ】

H30年10月

圏域	市町村	整備状況 H32年度 末まで	現状	今後の課題・整備計画
東部	別府市	●	<ul style="list-style-type: none"> ・4つの基幹相談支援センター(校区割)を拠点として位置づけ、拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりについては整備済。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の主な機能である②緊急時の対応③体験の機会・場④専門性について、協議を進めていく。
	杵築市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・相談については、3事業所に委託しているが、1事業所1~2名の相談支援専門員の配置で、人的に厳しい。 ・相談体制は実質できて稼働している状態にあるので、今後、自立支援協議会の承認を得て、整備済としたい。 ・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代対応型包括支援センターを設置し、その中に基幹相談支援センター機能を加え、基幹センター型又は面的整備型の拠点整備を目指す。「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ・自立支援協議会にて協議を進めていく。
	姫島村	○	<ul style="list-style-type: none"> ・村全体で支えあえる地域の基盤がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・姫島村地域包括支援センターを総じて協議していききたい。
	日出町	○	<ul style="list-style-type: none"> ・3障がい(身体、知的、精神)それぞれを得意とする3つの相談支援事業所に市町村が行う相談支援を委託している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の事態等に対応できる体制の確保が課題。土日など利用希望が多い日や、障がい種別によっては急な受け入れが難しい場合がある。緊急時にスムーズに支援が行える体制が求められる。
	大分市	●	<ul style="list-style-type: none"> ・H30.9.1「大分市障がい者相談支援センター」運営開始。 ・拠点事業の運用において、複数法人(18法人)による協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・365日対応することとなったが、24時間の相談支援体制の構築は職員の負担が大きい等から困難であると判断し、24時間365日対応の相談支援体制が今後の検討課題。
中部	臼杵市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会が活発に取り組める体制であり、市内事業所間の連携も取りやすい状況にある。 ・大手の法人が入所施設を運営しているため、活用できないか検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりから体制をつくりたい。
	津久見市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制は、社会福祉協議会や相談支援事業所のおかげで電話での24時間体制はできている。 ・行政や社会福祉協議会等とも一緒に協働できる体制は整っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者入所施設が一切なく、ショートステイにも市内では対応できない。精神専門医がいらない。
	由布市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者入所施設の提供体制が充実している。 ・中学校区圏域で3カ所整備するのか、市内で1カ所に整備するのかの検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりから体制をつくりたい。
南部	佐伯市	●	<ul style="list-style-type: none"> ・市相談支援センターを核とした地域生活支援拠点の面的整備は達成。佐伯市保健福祉総合センター「和楽」内に身体、知的、精神、児童の各分野の専門知識を持つ相談員を配置。相談支援事業所と障がい者就業・生活支援センター、介護保険包括支援センターが1つの施設に設置されているため、障がい者が関わるサービス等の連携が容易となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐伯市の現状における課題や今後の活動等について、検討を行う場がない。 ・人材の確保。
	竹田市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・3障がい(身体、知的、精神)別に相談支援を委託しており、事業所間の連携が薄い。 ・自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備についての情報共有ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に点在する社会資源の洗い出しを行い、既存施設の役割の検討が必要。 ・社会福祉協議会と連携して拠点整備を進められないか検討していききたい。
豊肥	豊後大野市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の各部会での議論が行いやすい体制が出来ている。 ・身体、知的、精神の障がいに対応出来る入所や短期入所の施設があり、緊急時の受け入れ体制の整備が可能と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所を増やし、地域の相談体制でサービス提供体制の現状を確認、必要なサービスの把握等ができる体制づくり。 ・事業所における専門職等の人員確保が困難。
	日田市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児者を対象としたグループホーム、短期入所、生活介護の機能を備えた施設が、H30年4月から運営開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備え、地域での安心感を担保し、障がい者等の生活を地域全体で支える体制の構築を図る。
西部	九重町	○	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業所などの社会資源が少なく、町単独での整備は困難である。玖珠郡(九重町・玖珠町)内での連携が必要。これまでも、玖珠郡(九重町・玖珠町)での合同で自立支援協議会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・玖珠郡内(玖珠町、九重町)で「相談」、「体験の機会・場」の機能は既存の事業所により対応可能。 ・地域全体で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用していく。
	玖珠町	○	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より、基幹相談支援センターを開所し、中津市の相談体制の中心として機能し、相談支援専門員のスキルアップを目的に研修会の開催もしている。 ・短期入所は2事業所あるものの、知的・精神障がい者に対応する事業所がないため、市内の福祉ホームや他市の事業所に頼らざるをえない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的・精神障がい者を受け入れることができる短期入所の確保が必須。 ・基幹相談支援センターにコーディネートを行うことを検討。 ・基幹相談支援センターにコーディネートをしてもらう中で、夜間・休日時の体制整備が必要。
北部	豊後高田市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所と連携が取れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の不足。
	宇佐市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時には特定相談支援事業所と市が対応・調整し、市内事業所や医療機関に受入をお願いしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートを行う機能がないため、地域定着支援を活用し、特定相談支援事業所がコーディネーターとなり緊急時の対応を行うことを検討。 ・短期入所事業所はあるが、他市からも利用希望者が多く確保が困難。
計		3	15	

地域生活支援拠点等の整備の現状及び今後の課題・方針・計画

【市町村訪問まとめ】

訪問期間：令和元年7～8月

圏域	市町村	整備状況 R24末 まで	現状	今後の課題・方針・計画		自立支援 協議会 承認時期
東	別府市	●	・4つの基幹相談支援センター(校区割)を拠点として位置づけ、拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりについては整備済。 ・地域ケア会議で得たノウハウやネットワークを活かし、高齢者対策から全世代型に拡大し、住民自治協議会と連携し、多様な地域資源の協働による「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指し、協議を重ねている。	②緊急時の対応③体験の機会・場については、自立支援協議会において課題解決策を引き続き検討する。 ④専門性については、昨年度から実施している別府市で障がい福祉に従事する職員に理解してもらいたいことに関する研修を引き続き行うとともに、その実施内容について拡張を含め検討する。	-	
	杵築市	○	・地域ケア会議で得たノウハウやネットワークを活かし、高齢者対策から全世代型に拡大し、住民自治協議会と連携し、多様な地域資源の協働による「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指し、協議を重ねている。	・全世代地域包括支援センターを令和2年に設立する。 ・障がいについては、現在の障がい者相談支援センターを、基幹型相談支援センターへと整備し、地域生活支援拠点整備を行う。	令和元年 10～11月	
	国東市	○	・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。	・「さんた会議(事務局会議)」にて①相談、②緊急時の受け入れ、対応の2点について検討し、整備を進めていく。		令和2年 7月
部	姫島村	○	・村全体で支えあえる地域の基盤がある。	①相談：住民福祉課にて随時相談対応し、緊急時対応も含めた適切な受け入れ体制を整備する。 ②緊急時の受け入れ、対応、緊急時の一時受け入れ施設を村内の公共施設に確保し、その後、適切な支援に繋がられるよう村外の各事業所と協議し、受け入れ体制を整備する。 ③体験の機会・場：対象者本人及び家族のニーズに合った体験の場が確保できるように各事業所と協議し、受け入れ体制を整備する。 ④専門的人材の確保、養成、住民福祉課にて緊急時対応も含めた相談対応を行うため、業務担当者を対象に専門的人材を養成する。 ⑤地域の体制作り：自立支援協議会を活用し、緊急事業の早期発見及び情報共有、支援体制の周知等を図り、地域の体制づくりを進める。		令和3年 3月
	日出町	○	・入所、通所、相談の機能を備えた施設・事業所が、障がい種別ごとにある。	・部会長と事務局で課題と方針を検討。相談支援事業所連絡会も活用し課題を明確にしていく。 ・医療的ケア等の専門的人材の確保が課題。医療機関等との連携が必要 ・重度障害者の受け入れ体制の整備 ・24時間の支援体制の検討 ・支援対象者の事前登録制(原則)の導入	令和3年 2月	
中	大分市	●	・H30.1.1「大分市障がい者相談支援センター」運営開始。 ・拠点事業の運用において、複数法人(21法人)による協力体制を構築している。		-	
	臼杵市	○	・自立支援協議会が活発に取り組める体制であり、市内事業所間の連携も取りやすい状況にある。	指定管理者制度導入施設(臼杵市障がい者交流センター「すくらむ」)では、指定一般相談支援事業所が入り、社会参加や生きがいづくりなどを目的とした各種教室の運営もしている。①相談、⑤地域づくりの機能については整備済みとも考えられる。今後は、自立支援協議会に拠点等整備を協議する部会等を設置し、「すくらむ」のことも含め事業所や施設へ理解・周知を図り、整備に向けた検討を行っていく。	令和3年 3月	
部	津久見市	○	・津久見市自立支援協議会上手く機能していない。 ・相談体制は、社会福祉協議会や相談支援事業所のおかげで電話での24時間体制はできている。 ・行政や社会福祉協議会等とも一緒に協働できる体制は整っている。	自立支援協議会の立ち直しを行い、その後、地域生活支援拠点等整備を行うが、いつまでに整備完了が望ましいのかを、次回の調整会議まで提示出来るように準備し、その時期から逆算し会議等の計画を行っていく。 ・現在抱えている問題点などを相談支援専門員にまとめてもらい、今後の協議会での議題とし、部会等で出た意見等を反映していく。	令和3年 3月	
	由布市	○	・障害者入所施設等の社会資源が充実している。	・由布市としての自立支援協議会の組織図が必要。地域生活支援拠点等整備を真剣に議論する場、部会やプロジェクトチームを作って、その中で、由布市として何が出来るのかというところを考えていく必要がある	令和3年 2月	
南部	佐伯市	●	・市相談支援センターを核とした地域生活支援拠点の面的整備は達成。佐伯市保健福祉総合センター「和楽」内に身体・精神の各障がい区分に対応する相談員を配置した相談支援事業所を設置。また「和楽」には障がい者就業・生活支援センター、介護保険包括支援センターも設置されているため障がい者に関わるサービス等の連携が容易となっている。	・人材の確保 ・支援対象者の事前登録制の導入を検討 ・事故等のことを考えた際、できれば、障害福祉サービスを利用できるものは利用して支援をしたい。 ・実現できる事業について、可能な範囲で着手していきたい。	-	
	竹田市	○	・3障がい別に相談支援を委託しており、事業所間の連携が薄い。 ・自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備についての情報共有ができていない。	・市内に点在する社会資源の赤い出しを行い、既存施設の役割の検討が必要。 ・委託している4カ所の相談支援事業所の連携と、方向性の検討が必要。	令和2年 8月	
肥	豊後大野市	○	①相談：平成30年度に委託相談支援事業所を1ヶ所→2ヶ所に増やし相談支援体制の充実を図っている。特定相談支援事業所(計画相談)が少ない。 ②緊急時：入所施設3施設、福祉型短期入所事業所6事業所が緊急時の受入に関する協議は行っていない。	・平成30年度から自立支援協議会の運営体制の見直しと再編を行っており、令和元年10月以降に、新たな組織、部会構成として確立し、地域生活支援拠点等の整備に向けた協議を行う。	令和2年 度下半期	
	日田市	○	・重症心身障がい児者を対象としたグループホーム、短期入所、生活介護の機能を備えた施設が、H30年4月から運営開始。	①相談・・・現在の一般相談の状況を分析し、基幹相談支援センター設置を含めて、検討を行う。 ②緊急時の受け入れ、対応・・・事前に登録台帳を整備することから始める。 今後、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりも含め、令和3年3月の地域生活支援拠点の設置に向け、自立支援協議会等で検討を行っていく	令和3年 3月	
部	九重町	○	・施設・事業所などの社会資源が少なく、町単独での整備は困難である。玖珠郡(九重町・玖珠町)内での連携が必要。これまでも、玖珠郡(九重町・玖珠町)での合同で自立支援協議会を開催。	・玖珠郡医師会が運営する短期入所は、重度身体障がい者の受け入れは可能だが、知的・精神障がい者に対する知識がないため受け入れが困難。知的・精神障がい者も受け入れられるようにしていきたい。	令和3年 3月	
	中津市	○	・平成29年度より、基幹相談支援センターを開所し、中津市の相談体制の中心として機能し、相談支援専門員のスキルアップを目的に研修会の開催もしている。 ・短期入所は徐々に増えている。	・基幹相談支援センターが設置されているが整備済としないのは、基幹相談支援センターで計画作成をしていることもあり、現状のままであれば負担が大きくなってしまうことや、地域生活支援拠点を面的整備で行っていくにあたり、市内事業所等との連携が必要となることから、各事業所に制度を理解してもらった上で拠点整備済としていきたい。	令和3年 2月	
北	豊後高田市	○	・圏域で協議をしていたが、各市のやり方の違い等から圏域で整備をするメリットが見出せなかったため各市で整備することになった。 ・相談支援事業所と連携が取れている。	・令和元年度中に協議会や部会とは別に委託の相談支援事業所を中心とした拠点について話し合いの場を設ける。	令和3年 2月	
	宇佐市	○	・社会資源は比較的多いが、特定相談支援事業所が不足している。 ・緊急時については相談支援事業所と市が対応、調整し、市内事業所や医療機関に受入をお願いしている。	・令和2年度末までに①自立支援協議会の運営体制の見直し、②特定相談支援事業所の増設に向けた働きかけ、③相談機能強化事業(基幹相談支援センター)の導入に向けた協議、検討、④プロジェクトチームの立ち上げ、⑤事業所ヒアリングを行い、障がい者や家族の視点に立ち、住み慣れた地域・場所での緊急時の受け入れ、対応等をつつの機能を備えた地域生活支援拠点等整備を行う。	令和3年 2月	
計		3	15			

議題5 その他

地域移行・地域定着支援事例集

「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について

■今回の更新内容

Ⅱ 大分県の現状

- 1 障がい者手帳所持者数 P. 4～P. 5
平成29年度末時点 → 「平成30年度末時点」に時点修正
- 2 地域移行・地域定着支援等の状況について P. 6
平成29年度 → 「平成30年度」に時点修正
- 3 精神科病院及び在院患者の状況について P. 7
平成29年6月30日時点 → 「平成30年6月30日時点」に時点修正

■今後の更新計画

Ⅲ 地域移行・地域定着支援事例 P. 10～

新たに下記の事例を掲載できるよう取り組む

- ① 「精神科病院からの事例」
- ② 「入所施設からの事例」
- ③ 「救護施設からの事例」
- ④ 「矯正施設からの事例」

・部会委員の他に、精神障がい者地域移行ワーキングのメンバーなどにも働きかけて、取り組む。

・事例にある「地域定着支援計画 兼 台帳」については、現在多く使用されている様式で作成する予定。